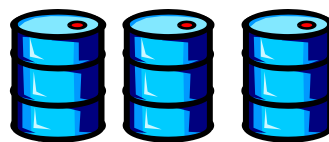


軽油引取税の特別徴収義務者の皆様へ



軽油引取税の税率が

令和8年4月1日から

1kL当たり15,000円(15円/L)

になりました。

軽油引取税の当分の間税率は、1kL当たり32,100円(32.1円/L)でしたが、令和8年4月1日に廃止されました。

このため、令和8年4月1日以降は、軽油引取税の税率が1kL当たり15,000円(15円/L)になります。

いつから税率が変わるのですか？

特別徴収義務者が令和8年4月1日以降に現実の納入を行った軽油の引取りには、1kL当たり15,000円(15円/L)の税率が適用されます。

	令和8年3月	令和8年4月以降
税率	32.1円/L	15円/L

各翌月末までに申告納入
令和8年4月30日までに申告納入

申告時における免税証の取扱いはどうなりますか？

免税証の受取り時点に関わらず、実際に免税軽油を納入した月分における納入申告書に添付してください。納入した月と異なる月分(翌月分等)への添付は認められませんので、ご注意ください。

免税証の受取りの際には、裏面に引取日が正しく記載されているか、必ずご確認ください。4月1日以降は、課税免除となる税率が異なることから、正確な日付を把握する必要があります。

申告書の作成について

3月に納入した軽油については、1kL当たり32,100円(32.1円/L)の税率が適用され、4月末日までに申告納入することとなります。

また、4月1日以降に納入した軽油については、その時点の税率が適用されるため、1kL当たり15,000円(15円/L)を特別徴収した上、例えば4月納入分については5月末日まで(令和8年にあつては6月1日まで)に申告納入を行ってください。

<申告書記載例>

4月納入分以降の申告書では、「この申告によって納入すべき軽油引取税額」欄に「15円」と記載してください。

課税対象とならない数量	法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量	(イ)				
	法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量	(ウ)				
	法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量	(エ)				
	免税証による軽油の納入数量	(オ)				
	合衆国軍隊等への軽油の納入数量	(カ)				
	小 計	(イ) + (ウ) + (エ) + (オ) + (カ)	(キ)			
差 引 計	(ア) - (キ)	(ク)				
欠 減 量	(ク) × $\frac{1}{100}$ ($\frac{0.3}{100}$)	(ケ)				
再 差 引 計	(ク) - (ケ)	(コ)				
この申告によって納入すべき軽油引取税額		15 円 × (コ)	(サ)			円

その他に注意しておくことはありますか？

・税率の変更に伴い、各月における軽油の取扱数量(仕入、販売、在庫等)について、後日確認調査を行う場合がありますので、適正な申告納入、帳簿の記載・保存をお願いします。

・軽油の委託販売を行っている場合には、必要書類を添付の上、納入申告してください。ご不明な点がございましたら、管轄の県民局までご相談ください。

委託販売軽油に該当するか否かは、販売店(別の特約業者を含む)と委託販売契約が結ばれており、「一定期間継続して、特別徴収義務者が委託先の販売業者の軽油の仕入れ、販売、在庫について実質的に把握しているか否か」により判断することとなります。